

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第573号)

平成21年2月13日

横 情 審 答 申 第 573 号

平 成 21 年 2 月 13 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮  
問について（答申）

平成20年8月6日教健第1102号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「答申第542号に記載されている審査会の事情聴取に応じて提出した文書のすべて」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「答申第542号に記載されている審査会の事情聴取に応じて提出した文書のすべて」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「答申第542号に記載されている審査会の事情聴取に応じて提出した文書のすべて」の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成20年5月29日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件処分は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 答申第542号とは、異議申立人（以下「申立人」という。）が行った一般開示請求に係る異議申立てについて、教育委員会事務局学校教育課健康教育課（以下「健康教育課」という。）が横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に平成20年1月11日教健第1906号にて諮問した案件に対する答申である。答申第542号に記載されている審査会の事情聴取とは、平成20年2月15日開催の審査会第三部会第54回会議において健康教育課長等の実施機関の職員が出席して行われた事情聴取（以下「本件事情聴取」という。）を指すものと考えられ、本件事情聴取に応じて健康教育課が審査会に提出した文書が本件請求の対象である。
- (2) 本件事情聴取に応じて健康教育課が審査会に提出した文書は、「横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会第54回会議（平成20年2月15日開催）出席者名簿」（以下「出席者名簿」という。）のみである。出席者名簿には、審査会への提出日、表題並びに出席者の役職名及び氏名が記録されており、申立人の個人情報は一切記録されていない。

したがって、本件請求に係る保有個人情報（以下「本件個人情報」という。）を保有していないことから、個人情報保護条例第25条第2項に該当し、非開示とした。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。全て開示せよ。
- (2) 答申第542号の審査会で審議された情報は、閲覧請求者の当事者情報である。審査会は当事者情報に基づき審議する場であるから答申が存在する以上、閲覧請求者の個人情報には存在するはずであり、処分理由は虚偽理由である。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 本件個人情報について

審査会答申第542号に係る案件は審査会第三部会において審議されたが、平成20年2月15日に開催された審査会第三部会第54回会議では、当該案件について横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第24条第4項の規定に基づいて本件事情聴取が実施された。

本件個人情報は、本件事情聴取の実施に当たって実施機関から審査会に提出された文書のすべてに記録された申立人の個人情報である。

##### (2) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、本件事情聴取の実施に当たって審査会に提出した文書は出席者名簿のみであり、出席者名簿には申立人の個人情報は記録されていないことから、本件個人情報は存在せず非開示としたと説明している。

イ 当審査会において本件事情聴取の実施に当たって実施機関から提出された文書を改めて確認したところ、出席者名簿以外に提出文書は存在しなかった。そこで、この出席者名簿に個人情報保護条例第2条第2項に規定される個人情報が記録されているか否かを検討する。

ウ 個人情報保護条例第2条第2項は、「・・・「個人情報」とは・・・個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と規定している。当審査会で出席者名簿を見分したところ、そこには、審査会への提出日、本件事情聴取が開催された審査会の会議名及び開催日を含んだ表題並びに出席予定者の役職名及び氏名が記載されていることが認められた。これらの情報は、申立人が行った不服申立案件の審議に係る情報ではあるが、全体として単

に本件事情聴取に実施機関のどの職員が出席する予定であったかを示す情報に過ぎないので、申立人に関する個人情報であるとはいえない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年8月6日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成20年8月22日 (第64回第三部会) 平成20年8月26日 (第132回第二部会) 平成20年8月28日 (第130回第一部会)	・諮問の報告
平成20年10月24日 (第136回第二部会)	・審議
平成20年11月14日 (第137回第二部会)	・審議
平成20年11月28日 (第138回第二部会)	・審議
平成20年12月12日 (第139回第二部会)	・審議
平成21年1月9日 (第140回第二部会)	・審議